第３　登録の基準

１　省令第８条に規定する居間，食堂，台所その他の居住の用に供する部分が高齢者が共同して利用するため十分な面積を有する場合とは，これらの部分（便所または洗面設備のみを備えた部分を除く。）の面積の合計が，２５平方メートル未満となる住戸数に２平方メートルを乗じて得たもの以上であること。

２　省令第９条に規定する構造および設備の基準であって，共用部分に共同して利用するため適切な台所，収納設備または浴室を備えることにより各居住部分に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合とは，次の各号によるものとする。

⑴　共用部分に備える台所は，コンロ，シンクおよび調理台を有すること。

⑵　共用部分に備える収納設備は，収納設備を備えていない住戸ごとに専有できる部分を有すること。

⑶　共用部分に備える浴室は，浴室を備えていない住戸数１０戸につき１箇所以上備えること。

⑷　前各号の設備は，利用者が自由にまたは同意する管理状況の下で自由に利用でき，かつ，当該設備を備えていない住戸からエレベーター等を介し容易かつ安全に移動できる箇所に備えること。

第４　登録および登録の結果の通知

１　市長は，第２の申請があった場合において，当該申請が法第７条第１項各号に掲げる基準に適合していると認めるときは，同条同項に基づき登録し，サービス付き高齢者向け住宅管理システム（以下「管理システム」という。）において登録内容を公開するものとする。

２　市長は，前項の登録を行ったときは，管理システムから登録データの管理画面を印刷し，法第７条第２項に規定する登録簿とするとともに，同条第３項の規定に基づき，登録した旨の通知書（別記第１号様式）を当該登録事業者に通知しなければならない。